

2022年2月4日

スポーツ庁
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
警察庁

2022年北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う

サイバーセキュリティ対策について(注意喚起)

1 概要

2022年北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「北京大会」という。)では、各国代表団、報道関係者等には入国前に公式アプリケーション「MY2022」をスマートフォンにインストールするなどして、健康状態等を報告することが求められています。

米国等の情報セキュリティ専門家らは、このアプリが不正アクセスを招く可能性があるとして警告しており、諸外国で、スマートフォン等を通じた監視や情報の抜き取りなどへの懸念を指摘する声があります。このような情勢の中、1月31日には、米連邦捜査局(FBI)が、信頼できない企業等が開発したアプリケーションに関する脅威について警告し、北京大会に派遣されるすべてのアスリートに対して、個人所有のスマートフォンを現地に持ち込まないように促したことを公表しました。また、欧米の各国オリンピック委員会も、サイバーセキュリティ上の懸念から、自国の選手団に対して同様の助言を実施しています。

このような状況に鑑み、スポーツ庁及び内閣サイバーセキュリティセンター(以下、「NISC」という。)は、日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会に対して、大会関係者のPCやスマートフォン、タブレット等の端末の利用に関する具体的な注意喚起を実施しました。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会は、国際的にも最高度の注目を集めるイベントとして、昨今、サイバー犯罪・サイバー攻撃の標的となっています。昨年夏に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でも、大会関係者であることを騙った不審メール、開閉会式や競技の偽ライブ配信サイトが多数確認されましたが、この際は政府と関係組織が一丸となって様々な取組を行った結果、安全・安心な大会を実現することができました。北京大会においても、この機会に乗じた様々な手口、手法のサイバー犯罪、サイバー攻撃の発生が予見されるため、基本的な注意事項を守りつつ、対象に応じた適切な対策を講じることや、犯罪被害に遭った場合には速やかに警察にもご相談いただくことが重要となります。

本件は、これらの懸念を踏まえ、スポーツ庁及びNISCが大会関係者向けに注意喚起した内容を中心に、北京大会の開催期間中に推奨されるサイバーセキュリティ対策を広く一般にも活用していただけるよう公開するものです。

2 推奨される対策

(1) 現地での端末利用等に関する対策について

- 十分な信頼性が確保できないアプリケーションのダウンロードや利用は、個人情報の窃取、行動監視、マルウェア感染の機会の増加につながることを認識し、北京大会には個人所有の端末は持ち込まず、レンタルの端末等を利用する。
- 北京大会開催期間中は、端末に不審な動作がないか注意を払い、不審な点があれば、スポーツ庁及びNISCに相談する(下記の間合せ先参照)。
- やむを得ず、北京大会に個人所有の端末を持ち込んだ場合は、帰国後に端末の初期化を実施する。初期化が困難な場合は、十分な信頼性が確保できないアプリケーションを削除するとともに、引き続き不審な動作がないか注意を払い、不審な点があれば、スポーツ庁及びNISCに相談する。
- 無料の無線ネットワーク回線の利用は控える。
- 端末のOS、ソフトウェア、アプリケーションは、最新の状態にする。
- アカウントのパスワードの使い回しは避ける。
- 可能な限り、多要素認証を利用する。
- 重要なデータはバックアップを作成する。
- VPNによるリモート環境で利用されるデバイスのソフトウェアを最新の状態にする。
- 特にPCについては、ウイルス対策ソフトを利用し、OS、定義ファイルを最新の状態にするとともに、マルウェアの定期的なスキャンを行う。

(2) 北京大会の開催に乗じたサイバー犯罪、サイバー攻撃への対策について

- 北京大会の関係者、関係サービス等を騙ったメールによるサイバー犯罪、サイバー攻撃が生じるリスクを踏まえ、身に覚えのないメール等は開封しない。
- 北京大会の正規なサービスであることを騙ったWebサイト(偽ライブ配信サイト等)によるサイバー犯罪、サイバー攻撃が生じるリスクを踏まえ、不審なサイトには接続しない。もし接続してしまっても、接続先でクレジット番号、IDやパスワードは入力しない。
- 北京大会を標的とした大規模なサイバー攻撃が生じるリスクを踏まえ、自組織のシステムで用いるネットワーク、Webサービス等が機能停止になった際の対処要領、連絡体制を確認する。
- その他、OSやプログラムのパッチやアップデートを可及的速やかに設定するなどの基本的な対策を徹底する。
- 犯罪被害に遭った場合には、警察へ通報・相談する。

【スポーツ庁及びNISCの間合せ先】

スポーツ庁

電話 : 03-5253-4111

内閣サイバーセキュリティセンター

電話 : 03-6205-8201 (本件担当直通)